

登別市アイヌ施策推進地域計画

令和6年3月18日認定

変更後	変更前
<p>1～2 (略)</p> <p>3 アイヌ施策推進地域計画の目標 (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題 (略)</p> <p>さらには、令和元年度以降はアイヌ伝統等普及啓発事業やアイヌ文化関連の観光プロモーション事業等の実施に加え、令和2年7月のウポポイ開設、令和5年3月の観光交流センター(ヌプル)の供用開始などをきっかけに、市民や観光客のアイヌ文化に対する興味関心や理解が高まり、アイヌ関連施設への来客数の増加やアイヌ関連団体の活動に参加する地域住民の増加の動きがあります。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業 ① アイヌ伝統等普及啓発事業 (略) <u>(削除)</u></p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 アイヌ施策推進地域計画の目標 (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題 (略)</p> <p>さらには、令和元年度以降はアイヌ伝統等普及啓発事業やアイヌ文化関連の観光プロモーション事業等の実施や令和2年7月のウポポイ開設、令和5年3月の観光交流センター(ヌプル)の供用開始などをきっかけに、市民や観光客のアイヌ文化に対する興味関心や理解が高まり、アイヌ関連施設への来客数の増加やアイヌ関連団体の活動に参加する地域住民の増加の動きがあります。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業 ① アイヌ伝統等普及啓発事業 (略) ② <u>登別市郷土資料館改修事業</u> <u>登別市のアイヌ文化、歴史、自然等を紹介する博物館である登別市郷土資料館について、令和3年にリニューアルしたア</u></p>

4－3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

① アイヌ文化関連の観光プロモーション事業

- ・ 市民へアイヌ文化に触れる機会を創出するとともに、本市の観光施設の利用促進につなげるため、ウポポイや本市のアイヌ文化等関連施設、観光施設を巡るツアーを企画し、ウポポイと本市のアイヌ文化等関連施設などへの周遊を図る。
- ・ 登別温泉地区とウポポイを結ぶアイヌ文様を施した都市間バス（ラッピングバス）の運行による相互送客を図る。
- ・ **観光交流センター（ヌプル）を情報発信や受入窓口の拠点とし、ウポポイや市内のアイヌ文化関連施設などのアイヌ文化の魅力を体験してもらうファミトリップを実施するとともに、体験内容をもとにインバウンドへの誘客促進を図る。**
- ・ 国内外から本市を訪れる観光客を対象に、アイヌ文化に対する認知度や関心度を高めるとともにウポポイ周知等を図るために、本市の観光地での夜間観光事業を実施する。

② （略）

4－4 （略）

5 （略）

アイヌ文化の展示を活かし、他の展示をリニューアルするとともに、施設全体の改修を行うことにより、アイヌ文化展示の観覧者の増加が期待でき、またアイヌ文化資料を含む所蔵資料を後世に残すように努め、将来に渡りアイヌ文化の普及啓発を図る

4－3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

① アイヌ文化関連の観光プロモーション事業

- ・ 市民へアイヌ文化に触れる機会を創出するとともに、本市の観光施設の利用促進につなげるため、ウポポイや本市のアイヌ文化等関連施設、観光施設を巡るツアーを企画し、ウポポイと本市のアイヌ文化等関連施設などへの周遊を図る。
- ・ 登別温泉地区とウポポイを結ぶアイヌ文様を施した都市間バス（ラッピングバス）の運行による相互送客を図る。
- ・ 国内外から本市を訪れる観光客を対象に、アイヌ文化に対する認知度や関心度を高めるとともにウポポイ周知等を図るために、本市の観光地での夜間観光事業を実施する。

② （略）

4－4 （略）

5 （略）

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：23,079千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：72,346千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：29,288千円

7～8 (略)

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
該当なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
該当なし

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度 (事業スケジュールを添付)

事業費：84,374千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度 (事業スケジュールを添付)

事業費：93,062千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度 (事業スケジュールを添付)

事業費：33,362千円

7～8 (略)

(追加)

(追加)

登別市アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

登別市アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道登別市

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

登別市は北海道の南西部に位置し、年間に延べ400万人を超える観光客が訪れ、宿泊者数は130万人を超える日本有数の観光都市です。同時にアイヌ民族のコタンがあり、自治体名や地域名がアイヌ語に由来するなどアイヌ文化が根底に流れるまちです。

特筆すべきは断絶の危機にあったアイヌ語の口承文芸を、後世に伝える決定的な役割を果たした知里幸恵や知里真志保、さらには金成マツらを輩出したことであり、アイヌ文化が地域全体に深く浸透しています。令和5年は、6月に知里幸恵の生誕120年を迎えたことや知里幸恵がアイヌ民族として初めてアイヌの物語を文字化した『アイヌ神謡集』が刊行100年を迎えたという記念すべき年となり、本市のアイヌ文化の普及につながった年であります。

関連して、登別アイヌ協会やNPO、市民活動団体が、アイヌ文化を後世に引き継ごうと活動を続けており、アイヌ文化の振興が積極的に展開されています。

本市では昭和22年頃、登別アイヌ協会が設立され、アイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、事務局が所在する登別市鉄南ふれあいセンター（旧幌別生活館）を活動の拠点として、木彫り講座や伝統的儀礼を開催するなど、アイヌ文化等の伝承・発信を行ってきました。

また、登別市と登別市教育委員会では、登別アイヌ協会やNPO、市民活動団体と連携を図りながら様々な取組を進めており、例えば、市民に対してアイヌ民族の歴史や文化を学ぶためのアイヌ文化講座を開催しているほか、公益社団法人北海道アイヌ協会に対して補助金を拠出する形でアイヌ民族文化祭を支援し、アイヌ民族の文化伝統とその活動を広く一般に紹介する取組を行っています。登別市郷土資料館では、アイヌ関連資料や民具を展示するなどし、市民がアイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実に努めています。

さらには、令和元年度以降はアイヌ伝統等普及啓発事業やアイヌ文化関連の観光プロモーション事業等の実施に加え、令和2年7月のウポポイ開設、令和5年3月の観光交流センター（ヌプル）の供用開始などをきっかけに、市民や観光客のアイヌ文化に対する興味関心や理解が高まり、アイヌ関連施設への来客数の増加やアイヌ関連団体の活動に参加する地域住民の増加の動きがあります。

しかし、登別アイヌ協会を含む関連団体は高齢化などによる、会員の減少、担い手の不足といった課題が解消したものでなく、引き続きアイヌ文化の次世代への地道な活動による継承が喫緊の課題となっています。

また、国内外から多くの観光客が訪れる本市がウポポイへの送客拠点として、ひとりでも多くの人にアイヌ文化に触れることができる取組やウポポイを訪れた観光客が本市の新たにできた観光交流センター（ヌプル）をはじめとするアイヌ文化等関連施設に訪問してもらう取組等、相互送客につなげ、更なるアイヌ文化の発信をしていく必要があります。

※ アイヌ関連団体

- ・ 登別アイヌ協会
- ・ NPO法人知里森舎
- ・ 知里真志保を語る会
- ・ アシリの会

※ アイヌ文化等関連施設

- ・ 登別市郷土資料館 所在：登別市片倉町6丁目27番地
現況：昭和56年9月開館。アイヌ文化に関する展示を行っています。
- ・ 知里幸恵 銀のしずく記念館 所在：登別市登別本町2丁目34番地7
- ・ ユーカラの里（のぼりべつクマ牧場） 所在：登別市登別温泉町224
- ・ 鉄南ふれあいセンター（旧幌別生活館） 所在：登別市幌別町3丁目17番地1
- ・ 観光交流センター（ヌプル） 所在：登別市登別港町1丁目4番地9
- ・ 市立図書館 所在：登別市中央町5丁目21番地1
現況：令和元年度から令和3年度にアイヌ関連文献を収集し、常設展示スペースを設けている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存在するアイヌ文化等を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業		観光の振興その他の産業の振興に資する事業		地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
	KPI	アイヌ文化等関連施設の来館者数（観光交流センター・郷土資料館）	市民団体のウポポイへの送客数	観光入込客数	
令和6年度 （基準年度）	80.0%	213 千人/年間	100人/年間	3,500千人/年間	80.0%
令和7年度	80.0%	213 千人/年間	130人/年間	3,500千人/年間	80.0%
令和8年度 （中間目標）	85.0%	223 千人/年間	150人/年間	3,600千人/年間	85.0%
令和9年度	85.0%	223 千人/年間	180人/年間	3,700千人/年間	85.0%
令和10年度 （最終目標）	90.0%	233 千人/年間	200人/年間	3,800千人/年間	90.0%

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

① アイヌ伝統等普及啓発事業

- ・ 観光交流センター（ヌプル）や鉄南ふれあいセンター（旧幌別生活館）等を中心に、アイヌ文化に関する講座やアイヌ民族の伝統的刺繍を用いた作品制作の体験を通じた普及啓発
- ・ 貴重な知里幸恵に関する資料のレプリカを制作し、アイヌ文化関連資料の将来に渡る保存と展示の充実を図り、アイヌ文化への理解を深める環境の整備
- ・ 市内の子どもたちへのアイヌ文化の振興と理解として、アイヌ関連絵本制作や知里幸恵の人生を描いた映画を上映することによる普及啓発
- ・ 市内にある遺跡として登録されている「アフルパル」の3D地形図を制作し、アイヌ文化紹介サイトへの掲載及びアイヌ関連施設での展示により、アイヌ文化の伝承、普及啓発
- ・ 新たなアイヌ文化の発信施設でもある観光交流センター（ヌプル）でのアイヌ関連文献等の更なる充実を図ることによる、普及啓発
- ・ 市内小中学校に提供している学校給食において現代風のアイヌ伝統料理を提供し、子どもたちに食を通じてアイヌ文化に親しみをもってもらうことによる、普及啓発

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

① アイヌ文化関連の観光プロモーション事業

- ・ 市民へアイヌ文化に触れる機会を創出するとともに、本市の観光施設の利用促進につなげるため、ウポポイや本市のアイヌ文化等関連施設、観光施設を巡るツアーを企画し、ウポポイと本市のアイヌ文化等関連施設などへの周遊を図る。
- ・ 登別温泉地区とウポポイを結ぶアイヌ文様を施した都市間バス（ラッピングバス）の運行による相互送客を図る。
- ・ **観光交流センター（ヌプル）を情報発信や受入窓口の拠点とし、ウポポイや市内のアイヌ文化関連施設などのアイヌ文化の魅力を体験してもらうファミトリップを実施するとともに、体験内容をもとにインバウンドへの誘客促進を図る。**
- ・ 国内外から本市を訪れる観光客を対象に、アイヌ文化に対する認知度や関心度を高めるとともにウポポイ周知等を図るために、本市の観光地での夜間観光事業を実施する。

② アイヌ文化のブランド化推進事業

- ・ アイヌ文様を施したデジタルスタンプラリーのWebサイトを立ち上げるとともに、このサイトを活用した事業を実施することにより、アイヌ文化等関連施設への周遊や市内消費を促し、アイヌ文化の普及啓発及び市内経済の活性化を図る。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

① 多文化共生推進事業

- ・ アイヌ民族や市内の中学生等を多文化共生、先住民文化尊重の先進地であるニュージーランドやサイパン等へ派遣し、先住民との交流を図り、多文化共生社会づくり等を担う人材の育成を図る。

5 計画期間

- ・ アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：23,079千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：72,346千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度

事業費：29,288千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

- 4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験することによって、アイヌの人々が自らのルーツに誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- 4-3に記載する事業は、アイヌ文化のブランド化や、アイヌ文化関連の観光プロモーションを実施することによって、アイヌの人々が自らのルーツに誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。
- 4-4に記載する事業は、アイヌ高齢者のコミュニティ活動の支援や、海外の共生社会づくりの先進事例を視察し、活動環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

- ・ 全ての事業は登別市の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。
- ・ 委託事業は、登別市業務委託事務取扱要綱等に基づき適切に委託事業者を選定するため、反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

- ・ 6で記載の事業については、事業担当部署である登別市総務部企画調整グループが事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

- ・ 6で添付の工程表は、事業担当部署である登別市総務部企画調整グループが特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

- ・ 計画策定にあたり、登別アイヌ協会などアイヌの人々、関係団体をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見は出されていない。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIであるアイヌ文化講座等の参加後のアイヌ文化への関心度、観光交流センター(ヌブル)来場者数、市民団体のウポポイへの送客数、多文化共生推進事業の参加後の先住民族(アイヌ民族も含む)への関心度について、実績値を公表する。また市町村の行政評価システムの仕組みにより、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度本市の行政評価システムに沿った効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、市公式ウェブサイトにて公表。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当なし

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当なし